

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症
第 7 7 回 危 機 管 理 対 策 本 部 会 議 次 第

令 和 4 年 5 月 6 日

1 開 会

2 議 題

- (1) B.1.1.529 系 統 (オミクロン株) が 主 流 で あ る 間 の 当 該 株 の 特 徴 を 踏
ま へ た 区 事 務 職 場 に お け る 濃 厚 接 触 者 の 特 定 及 び 行 動 制 限 等 に つ い て

3 閉 会

B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた 区事務職場における濃厚接触者の特定及び行動制限等について

1. 要旨

令和4年3月16日付（令和4年3月18日一部改正）で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より発出された事務連絡「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（以下「国通知」という。）、及び令和4年3月29日付で東京都福祉保健局感染症対策部長より発出された事務連絡「オミクロン株の特徴を踏まえた今後の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（以下「東京都通知」という。）の主旨を踏まえ、北区保健所による積極的疫学調査を経ずとも、各所属において、感染拡大を防止する観点から、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した者（以下「陽性者」という。）と密に接する等高い感染リスクを有する職員の特定を速やかに行うことができるよう、本取り扱い規定を設け、その特定方法及び行動制限等について取り扱いを定める。

なお、特定方法については、これまで北区保健所が行ってきた取り扱いを基本とし、部署の異なる各所属長にとってより分かりやすく明確な基準となるよう表現等を工夫することとした。

また、本取り扱い規定については、令和4年5月9日より、国通知及び東京都通知が変更・廃止されるまでの間、有効なものとして取り扱う。

2. 当規定の基本方針

国通知及び東京都通知においては、入院医療機関や高齢者・障害者入所施設、保育園等を除く事業所等において、感染者が発生した場合に、「感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。」といった考え方が示されているところであるが、区職員については日々高齢者等を含む区民と接する機会が多いことから、感染拡大防止に取り組むため、より慎重な取り扱いを定めることとする。

3. 北区保健所の関与等について

保健所での感染症法に基づく対応（積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定）は、基本的には実施しない。また、区事務職場において陽性者が発生した場合に、原則保健所への連絡は不要とする。

ただし、最初の陽性者の発生に引き続いて他の職員に発症を疑わせる症状が現れるな

ど、施設内において感染が拡大していると考えられる場合、各所属長は保健所に感染防止対策等について相談することを可能とするとともに、同一の職場で短期間に複数名が発生した場合、各所属長は保健所に連絡し、保健所等の判断により積極的疫学調査を実施することとする。

4. 要管理者・要注意者の特定の手順等

- (1) 学校、保育園等を除く事務職場において、陽性者が発生した場合、各職場の所属長は、速やかに要管理者と要注意者の特定を行うこととする。
- (2) 所属長は、陽性者及び陽性者と陽性者の発症日から2日前までの間に接触のあった職員などから行動履歴等を聴取し、別に定める特定要件に当てはまる者について、直属の上司から承認を得たうえで、要管理者と要注意者の特定を行う。
- (3) これまでの保健所における取り扱いを参考に、濃厚接触者に相当する者（陽性者と深く接触のあった者）を「要管理者」とし、接触者に相当する者（陽性者と比較的軽度の接触のあった者）を「要注意者」とする。
- (4) 所属長は、特定において疑義が生じた場合、職員課長又は防災・危機管理課長に相談し、助言を得ることを可能とする。

5-1. 要管理者について

(1) 対応

陽性者と接触のあった最後の日から7日間は自宅等に待機することとし、8日目から待機を解除とする。

(2) 早期復帰の対応

所属長が勤務上必要と認める場合、陽性者との最終接触日から4日目及び5日目に抗原定性検査等により陰性が確認できた者は、5日目の陰性確認後、職場での勤務を可能とする。

5-2. 要注意者について

(1) 対応

陽性者と接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）は、日頃接する機会のない者が参加する会議等への出席や、一般区民と対面する窓口業務、高齢者等ハイリスク者施設への訪問やハイリスク者との接触を回避することとする。ただし、PCR検査等により陰性が確認できた者は、通常通りの勤務を可能とする。

5-3. 要管理者及び要注意者への共通の対応

症状がある場合、所属長は、速やかに医療機関を受診するよう促す。

6. その他

- (1) 令和2年9月15日（令和3年6月18日修正）に危機管理対策本部で決定した「区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について」においては、本取り扱い規定における要管理者を濃厚接触者として取り扱う。
- (2) 区職員等は、令和2年10月23日危機対策本部決定「東京都北区 庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策（令和3年10月20日修正）」の取り組みを改めて確認し、徹底する。また、所属長は、職員等に対し、感染状況等に応じて、検温など職員自身による健康状態の確認、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける等の感染対策の実行を求める。